

水戸市有料老人ホーム設置運営指導指針の運用について新旧対照表

旧	新
付 則 (略) (新設) 別紙 1 から別紙 3 まで (略) 別紙 4 一般居室, 介護居室及び共用施設の構造設備の各部に関する その他の仕様 廊下 ・十分な幅員を有すること。 ・手すりを設置すること。 ・隅切りをするなど移動しやすさ, 安全性に配慮すること。 ・介護居室のある区域の廊下の幅員は, 有効幅員を 1.8m 以上とすること。ただし, 中廊下は有効幅員を 2.7m 以上とすること。 なお, 有効幅員の計算においては手すりは無視できるものとする。	付 則 (略) <u>付 則</u> <u>この規程は, 令和 7 年 3 月 1 日から施行する。</u> 別紙 1 から別紙 3 まで (略) 別紙 4 一般居室, 介護居室及び共用施設の構造設備の各部に関する その他の仕様 廊下 ・十分な幅員を有すること。 ・手すりを設置すること。 ・隅切りをするなど移動しやすさ, 安全性に配慮すること。 ・介護居室のある区域の廊下は, <u>すべての介護居室が個室で, 1 室当たりの床面積が 18 m² (面積の算定方法はバルコニーの面積を除き, 壁芯方法による) 以上であって, かつ, 居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合, 有効幅員を 1.4m 以上とすること。ただし, 中廊下は有効幅員を 1.8m 以上とすること。それ以外の場合, 有効幅員を 1.8m 以上とすること。ただし, 中廊下は有効幅員を 2.7m 以上とすること。</u> なお, 有効幅員の計算においては手すりは無視できるものとする。